東海市告示第１１２号

東海市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和７年４月２８日

東海市長　花　田　勝　重

東海市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱

東海市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成１５年東海市告示第８５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「援助会員」を「提供会員」に改める。

第６条第１項第１号中「援助会員」を「提供会員」に、「に在住し」を「若しくは近隣市町に在住する者又は東海市内に在勤し、若しくは在学している者のうち」に改め、同条第２項中「援助会員」を「提供会員」に改める。

第７条第１項第１号を次のように改める。

(1)　提供会員　提供会員用入会申込書兼登録票

第７条第１項第３号及び同条第２項中「援助会員」を「提供会員」に改め、同条第４項第１号を次のように改める。

(1)　提供会員　会員登録変更届（提供会員用）

第８条、第１２条及び第１４条から第１６条までの規定中「援助会員」を「提供会員」に改める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の東海市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱の規定は、令和７年４月１日から適用する。